

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	60
提出時期	平成30年12月 (定例会・臨時会)		
案件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 平成30年福島県人事委員会勧告に準ずる給与改定を行うため、所要の改正をするものである。</p> <p>【具体的な内容】 福島県人事委員会勧告に準ずる改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給料表の改定 ② 通勤手当の上限額の改定 ③ 勤勉手当の増額 ④ 期末手当の算定基礎額に乗ずる割合の均等化 <p>【施行期日】 公布の日（給料表は平成30年4月1日適用、勤勉手当は平成30年12月1日適用、通勤手当及び期末手当の算定基礎額に乗ずる割合は平成31年4月1日施行）</p>		
担当課	総務課		